

令和 5 年 9 月 25 日

関係者各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

有料老人ホーム設置届事前協議について（お知らせ）

日頃は、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市における有料老人ホーム設置届の事前協議（特に図面確認）について、以下のとおり改めて周知させていただきますのでご確認ください。

1 事前協議

本市において有料老人ホームを設置する場合は、新築であるか既存建築物を活用するかにかかわらず必ず計画の段階で当課にご相談、ご連絡ください。

2 図面確認

事前協議の最初の段階で図面の確認を実施します。建築確認申請前に必ず図面確認を受けてください。当課と協議して図面が確定するより前に建築確認申請を行わないようにしてください。

3 連絡方法

原則として有料老人ホームを運営する法人から当課に連絡するようにしてください。図面確認のやり取りを設計会社等に依頼していることから設計会社より当課に連絡が入ることがありますが、まずは運営法人から連絡するようにしてください。その後、図面相談等を設計会社と当課で直接やり取りすることは可能です。

4 その他

有料老人ホームの届出業務に関し、「行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公庁に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となります。」のでご注意ください。

名古屋市介護保険課施設指定係

電 話 0 5 2 - 9 7 2 - 2 5 3 9

F A X 0 5 2 - 9 7 2 - 4 1 4 7

メール [a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)